

付 表

西三河地域 水循環再生に向けた取組 総括表

西三河地域 水循環再生に向けた取組 総括表

西三河地域の水循環の再生に向けた取組を整理すると下表のとおりとなります。

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域	実施主体					テーマ区分				
				取組内容			県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
1 きれ いな 水	(1) 汚濁負 荷の削 減	① 生活排 水対策	1-1	下水道の整備	<流域下水道事業> 矢作川、境川、衣浦西部、衣浦東部流域下水道 <公共下水道事業> 岡崎市始め11市9町					○	○			○	○	○
				・生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため下水道整備及び適正な維持管理を推進する。						○			○	○	○	
			1-2	合流式下水道の改善	<公共下水道事業> 岡崎市、刈谷市					○			○	○	○	
				・合流式下水道の改善のため、吐き口対策スクリーン、遮集管、雨水貯留施設等の設置を行う。						○			○	○	○	
			1-3	高度処理施設の導入	<流域下水道事業> 矢作川、境川、衣浦西部、衣浦東部流域下水道 <公共下水道事業> 豊田市、三好町					○	○		○	○	○	
				・公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を促進する。						○			○	○	○	
			1-4	農業集落排水事業費補助金	岡崎市始め6市6町					○			○	○	○	
				・農村生活環境の改善並びに公共用水域等の水質保全のため、農業集落排水施設の整備及び適正な維持管理を推進する。						○			○	○	○	
			1-5	農業ゼロエミッション推進事業(1) <集落排水汚泥等有機物資源利用促進事業>	農業集落排水実施(予定含む)市町村					○			○	○	○	
				・農業集落排水汚泥の循環利用を促進するため、地域別の循環構造を構築する。						○			○	○	○	
			1-6	浄化槽整備	全域		○			○	○	○	○	○	○	
				・既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。 ・併せて窒素・リンが削減できる高度処理型の浄化槽の普及を推進する。						○			○	○	○	
			1-7	コミュニティ・プラントの整備	豊田市、三好町					○			○	○	○	
				・コミュニティ・プラントの整備及び適正な維持管理を推進する。						○			○	○	○	
			1-8	生活排水対策の普及啓発	全域					○	○		○	○	○	
				・生活排水対策の重要性を啓発し、県民意識の高揚を図り、生活排水対策実践活動の普及・定着を促進する。 ・クリーン排水月間啓発事業、生活排水セミナー、啓発資料の作成・配布を実施する。						○			○	○	○	
			1-9	生活排水モデル地区事業	安城市					○			○	○	○	
				・毎年、油ヶ淵流域の1町内会を生活排水モデル地区に指定し、生活排水に関する学習会及び水質浄化実施啓発用品を配布し、7月に実践活動を中心とした生活排水対策を実施する。 ・アンケート調査、水質調査を実施し、実践活動の効果を確認する。						○			○	○	○	
	(2) 産業排 水対策	② 産業排 水対策	1-10	工場・事業場排水規制	県内の特定事業場等					○	○		○	○	○	
				・水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、総量規制及び指導を実施する。 ・ゴルフ場における農薬の適正な利用について、適正な維持管理を指導する。						○			○	○	○	
			1-11	環境対策資金融資	全域					○			○	○	○	
				・公害を防止し、良好な生活環境の保全を図るために、中小企業者が行う水質汚濁防止等の施設の設置等に対して必要な資金を融資する。						○			○	○	○	

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分									
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海				
(3) 非特定汚染源対策			1-12	公害防止協定	全域					○		○	○									
				・大気・水質汚染物質等の排出量が大きい工場に対し、関係市町村等が協定を締結。 ・法令値の上乗せや規制項目の横だしなど協定値の設定、監視・測定体制の整備等。																		
			1-13	矢作川沿岸の水質保全	矢作川沿岸			○	○													
				・開発時に事業者と事前協議を行い、濁水流出の未然防止に努めている。 ・流域住民交流による水質保全活動を実施する。																		
			1-14	環境保全型農業推進事業	全域			○														
				・環境にやさしい農業を普及させるための試験研究や調査を実施する。 ・環境にやさしい農業に取り組む農家の活動を支援する。																		
			1-15	エコファーマーの認定	全域			○														
				・河川や海、地下等に流亡する農薬や肥料を減らすため、減農薬、減化学肥料栽培など環境にやさしい農業に取り組むエコファーマーの認定の推進。																		
			1-16	農産物環境安全推進マニュアルの導入	全域			○														
				・農業生産に伴う環境負荷の軽減、農産物の安全性確保のため、生産者の行動指針となるマニュアルの策定・導入推進。																		
			1-17	家畜排せつ物の利用促進	全域																	
				・畜産環境保全巡回指導、たい肥利用研修会等を実施。																		
			1-18	家畜排せつ物適正処理指導	全域																	
				・家畜排せつ物法に基づく立入検査、水質検査等を実施。																		
			1-19	家畜排せつ物処理高度化支援	全域																	
				・家畜排せつ物処理高度化施設等の整備に対する助成。																		
			1-20	畜産バイオマスの利活用	知多半島																	
				・愛知県の実情に即した、地域で実際に適用可能な家畜排せつ物の新たな利活用システムを調査、検討。																		
			1-21	農地・水・環境保全向上対策 <営農活動支援交付金>	全域			○														
				・農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と一体的に、農薬及び化学肥料を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する。																		
			1-22	地域の清掃活動	全域			○														
				・市街地などでは、道路や屋根、広場等の堆積物が降雨時の雨水流出に伴って、河川や水路などに流出し、川や海の汚れにつながることから、地域において、清掃活動を実施し、降雨時の汚濁負荷の低減を図る。																		
			1-23	森林の整備・保全	全域																	
				・森林には、多面的機能があり、水質浄化にも寄与することから、森林の整備・保全を推進する。																		
			○具体的な取組は、2豊かな水-(1)かん養機能の向上-①森林の整備・保全に記載。																			
(2) 有害物質削減	(4) 有害物質削減対策		1-24	規制・指導	西三河地域の事業場																	
・立入、行政検査等による排水基準遵守指導。																						

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分					
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海
			1-25	公害防止協定(再掲)	全域				○		○	○			○	○	○	○
				・大気・水質汚染物質等の排出量が大きい工場に対し、関係市町村等が協定を締結。 ・法令値の上乗せや規制項目の横だしなど協定値の設定、監視・測定体制の整備等。														
(3) 直接浄化等	(5)直接浄化対策		1-26	干潟・浅場造成事業	三河湾					○							○	
				・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟浅場を造成する。							○						○	
			1-27	漁場環境調査試験	三河湾						○						○	
				・水質浄化や生態系回復に有効な干潟、浅場等の造成技術を開発する。 ・底生生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の動向を把握する。 ・有用生物の大量へい死要因等を解明する。													○	
			1-28	海の恵み育成・啓発推進事業 <藻場、干潟造成新技術推進事業>	三河湾					○							○	
				・藻場造成新技術を海域における事業規模で実証する。 ・藻場機能の数値化並びに人工干潟造成材の適性評価を行う。													○	
			1-29	植生浄化等	油ヶ淵、稗田川、長田川、半場川				○							○		
				・直接浄化施設の稼働。 ・河道の多自然化。													○	
			1-30	切間川浄化施設	切間川(安城市)					○							○	
				・汚濁物質を除去することを目的とし、浄化施設を整備。 ・浄化水は、地元小学校がビオトープに活用。													○	
			1-31	浚渫土を活用した環境配慮事業の検討	三河湾				○								○	
				・干潟・浅場の造成材として、シルト質の浚渫土に砂質系のリサイクル材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。													○	
			1-32	里海再生モデル事業 <干潟の耕耘・観察>	三河湾			○	○		○	○						○
	(6)底質改善対策		1-33	海域環境創造事業	三河湾					○							○	
				・覆砂を行うことにより、汚染泥からの栄養塩の溶出を封じ込める。													○	
			1-34	浚渫窪地の修復	三河湾					○							○	
				・三河湾に点在する浚渫窪地を埋め戻して修復を図り、貧酸素水塊の発生を抑える。 ・埋め戻しには、三河港内で発生する浚渫土砂を活用する。 ・砂質系浚渫土による覆砂を行う。													○	
			1-35	海域浄化対策事業	衣浦湾北部海岸(刈谷市、高浜市)					○							○	
				・水域環境の改善を図るとともに、悪臭等の公害防止を図るために、海底に堆積している有機汚泥を浚渫する。													○	
			1-36	湖内底質改善	油ヶ淵				○								○	
				・湖内に堆積したヘドロの浚渫、底泥からの溶出抑制のための覆砂の実施。													○	
			1-37	管渠・開渠清掃	岡崎市					○							○	
				・排水路に堆積した汚泥の除去。													○	

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
(4)環境監視	(7)水質等の調査		1-38	準用河川堀川の浚渫・覆砂	準用河川堀川(碧南市)							○				○	
				・泥土・悪臭・景観上の改善のため、浚渫、覆砂を実施。													
			1-39	浚渫土を活用した環境配慮事業の検討(再掲)	三河湾					○							○
				・干潟・浅場の造成材として、シルト質の浚渫土に砂質系のリサイクル材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。													
			1-40	河川等公共用水域水質監視	県内の環境基準点等				○	○	○					○	
				・公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する。													
			1-41	海域水質監視	三河湾					○	○						○
				・海域の水質監視を実施する。													
			1-42	漁場環境保全対策 <漁場環境監視事業、赤潮・貝毒被害防止対策>	三河湾						○						○
				・漁場環境の実態調査を行う。 ・赤潮・苦潮の監視による漁場被害を防止する。 ・貝類の安全確保対策を実施する。													
			1-43	河川水辺の国勢調査	矢作川始め				○	○						○	
				・5年に1回河川水辺の国勢調査を実施する。													
			1-44	水循環再生指標モニタリング	全域		○	○	○	○	○	○				○	○
				・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するモニタリングを実施する。													
			1-45	一斉水環境調査	全域		○	○	○	○	○	○				○	○
				・あいちの水循環再生指標を活用した水環境の一斉調査を行う。													
			1-46	水生生物調査	全域					○	○					○	
				・水生生物を指標とした水質調査の実施と調査への支援。													
			1-47	ため池の水質調査	豊明市、東浦町、武豊町							○				○	
				・ため池の水質調査を実施。													
(5)その他	(8)清掃活動等		1-48	河川の清掃・除草	西三河地域の河川		○	○			○	○				○	○
				・河川における地域住民による自主的な清掃活動等に対する報奨制度。 ・河川の草刈作業の一部を、地元住民団体等に委託。 ・河川管理者が草刈りを実施。													
			1-49	川と海のクリーン大作戦	環伊勢湾の代表的な河川及び海岸		○			○		○				○	○
				・住民と行政が一体となり清掃活動を実施する。 ・「ゴミを捨てない、捨てさせない」という意識の向上を図る。													
			1-50	油ヶ淵浄化デー	油ヶ淵及び流域河川		○					○					○
				・毎年7月第4曜日に流域4市(碧南市、安城市、西尾市、高浜市)と流域住民が清掃活動を行う。													
			1-51	一斉清掃	伊賀川、菅生川		○	○	○			○				○	
				・河川の一斉清掃を実施する。 ・河川パトロールを実施する。													
			1-52	クリーン・アップ・ザ・ワールド・イン・大府	大府市		○	○	○			○				○	
				・オーストラリアのクリーン・アップ・デイに清掃活動を地元市民が行う。													

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域	実施主体					テーマ区分					
				取組内容			県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海
			1-53	農業用用排水路の清掃活動	岡崎市			○				○		○			
				・農業用用排水路等の環境や景観を良好な状態に保つため、土地改良区が行う維持管理活動に支援する。													
			1-54	農地・水・環境保全向上対策 <共同活動支援交付金>	全域		○	○			○	○		○			
				・農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する。													
			1-55	漁場環境保全対策 <漁場クリーンアップ事業>	沿岸市町		○	○			○	○					○
				・海浜の清掃を行う。													
			1-56	海岸・港湾・漁港愛護活動報償費	沿岸地域		○	○			○						○
				・海岸、港湾、漁港の市民清掃活動を支援する。													
			1-57	流木等処理負担金	沿岸市町					○	○						○
				・台風等で海岸に漂着した流木等を処理する市町を支援する。													
			1-58	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	沿岸地域					○	○						○
				・台風等で海岸保全施設に影響を与えるほど大規模に漂着した流木等について、海岸管理者が処理する。													
			1-59	公共施設養子縁組制度 (アダプトプログラム)	碧南市、大府市			○				○					○
				・アダプトプログラム制度を導入し、河川などの清掃美化活動を行う。													
	(⑨)その他		1-60	農業用用排水施設の整備	全域					○	○		○				
				・農業用水の水質汚濁、ゴミの投棄や汚濁の滞留による排水機能低下、水路周辺の生活環境の悪化を防止するため、農業用用排水施設の新設、改修。													
			1-61	油ヶ淵清流ルネッサンスⅡ	油ヶ淵		○	○	○		○	○		○	○	○	
				・油ヶ淵の水質改善を図るため、県、油ヶ淵周辺4市とNPOが連携して河川事業(浚渫・覆砂等)、下水道事業、その他施策を実施する。 ・あわせて、流域住民・県・市の連携協働による水環境モニタリングを実施する。													
			1-62	開発行為許可申請	岡崎市						○				○		
				・開発行為許可に対する技術的基準の指導を行う。													
			1-63	河川の浄化活動	南知多町、美浜町						○					○	○
				・生物による河川浄化活動を実施する。													
2 豊かな水	(1)かん養機能の向上	①森林の整備・保全	2-1	治山事業	全域					○		○					
				・災害防止、水源かん養等の機能が低下した森林等に対して本数調整伐、改植、下刈り等の森林整備を行う。													
			2-2	造林事業	全域					○		○					
				・森林所有者が行う植栽、下刈、枝打、間伐等の森林整備に対して助成を実施する。													
			2-3	森林整備促進 間伐材利用促進	豊田市		○					○					
				・森林の持つ水源涵養機能等の公益的機能が高度に發揮されるよう、森林整備推進及び間伐材利用促進等を行う。													

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分			
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海
(2) 農地の保全・管理			2-4	県産材利用促進	全域					○		○				
				・県産材である三河材に対する意識の向上、利用の促進のため、住宅や公共施設での三河材を活用した木造、木質化を推進。						○		○				
				間伐材利用促進	全域					○		○				
				・間伐材の利用は間伐を促進し、森林の水源かん養機能を高める効果が期待されるため、継続的かつ多くの利用が見込まれる公共工事において間伐材の利用を促進。						○		○				
				水源地域の森林整備	矢作川水源地域					○	○	○				
				・(財)矢作川水源基金の水源林対策事業に対し負担金を支出し、県と流域市町村が一体となって水源地域の森林整備及び作業路新設への助成を行う。						○		○				
				計画的な森林整備の支援	全域					○		○				
				・森林所有者等による施業の集約化に必要な情報収集活動や施業の実施に不可欠な地域活動を支援。 ・民有林の森林施業上の指針、森林・林業に関する諸施策の実行上の基準を示す地域森林計画を樹立。						○		○				
				おと川水源の森づくり事業	乙川流域	○	○			○	○	○				
				・乙川流域において、水源域の森林整備や保全を促進するための人材育成とリーダーの養成を行い、実質的な森林整備活動につなげる。						○		○				
				森林整備・下草刈り	岡崎市		○				○	○				
				・森林の育成及び水源の確保のため、雨山ダムの上流山林の下草刈りを行う。						○		○				
				水源かん養林事業	岡崎市		○				○	○				
				・明治用水土地改良区が行う水源かん養林事業(羽根、平谷造林地)に助成を行う。						○		○				
				水源環境保全林整備事業	豊田市		○				○	○				
				・「水源環境保全林」として選定されている森林の間伐を行う。						○		○				
				豊田市100年の森づくり構想	豊田市						○	○				
				・平成19年3月に「豊田市森づくり条例」を制定。 ・森林の施業方法等を示す「豊田市100年の森づくり構想」を策定する。							○	○				
				水源涵養林育成事業	牧尾ダム周辺		○			○	○	○				
				・植樹祭でヒノキの苗を植樹						○		○				
				② 農地の保全・管理	地産地消の推進	全域		○		○	○	○	○			
				・産地情報の発信など、いいともあいちネットワークの拡大。 ・地域の農業の活性化と地域農業に対する理解を深めるため、直売所の運営、学校給食に対する青果物の提供、地元加工業者との連携による研究・情報交換等を実施する。									○			
				農地有効活用システムの構築	全域		○				○		○			
				・農地の出し手と受け手の利用調整を一体化し、効果的、効率的な農地の流動化と耕作放棄地の解消を行うシステム構築を推進。							○		○			
				農業の生産基盤の整備	全域		○			○	○	○				
				・農業の生産性の向上を図るために、生産・出荷用の機械、施設等の整備等を行う。 ・また、ほ場の大区画化、農道の整備、用水路の整備等を推進する。												
				耕作放棄地の解消	全域		○						○			
				・担い手対策による耕作放棄地の解消												

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分						
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海	
③ 総合治水対策の推進			2-18	農地・水・環境保全向上対策(再掲) <共同活動支援交付金>	全域			○	○			○	○		○				
			2-19	中山間地域等直接支払制度の実施	西三河の中山間地域				○			○	○		○				
			2-20	水田の薬剤流出防止	名倉川			○							○				
			2-21	雨水浸透施設等の設置(1)	境川・猿渡川流域						○	○			○				
			2-22	適正な土地利用の誘導	境川・猿渡川流域						○	○			○				
			2-23	総合治水対策の推進	岡崎市(占部川流域、砂川流域)							○			○				
			2-24	調整池整備	碧南市、安城市							○			○				
			2-25	透水性舗装の適用	西三河地域の対象地域						○	○							
			2-26	・歩道の舗装を、以下のいずれかに該当する場合、透水性舗装を標準とする。 ○市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの高い地域 ○官公庁施設、福祉施設等の周辺道路で高齢者、身体障害者等に配慮する必要がある場合 ○総合治水対策流域内 ・流域内の流出抑制のため、県営住宅の整備に伴い、駐車場等に透水性舗装を実施。							○								
			2-27	調整池の設置	全域							○				○			
④ 雨水貯留浸透施設、透水性舗装等の推進			2-25	・土地区画整理事業の施行にあたり、「土地区画整理事業における調整池設置基準について」等に従い算出された必要容量の調整池を土地区画整理事業区域内に設置。								○							
			2-26	雨水浸透施設等の設置(2)	境川・猿渡川流域							○				○			
			2-28	雨水貯留浸透施設設置補助事業	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、大府市、知立市、高浜市、東郷町、東浦町、幡豆町、幸田町			○					○			○			
			2-29	・地域住民が行う雨水貯留浸透施設(浄化槽転用貯留槽、雨水貯留浸透施設、雨水浸透ます、雨水浸透管・側溝、透水性舗装など)の設置を補助する。	雨水貯留浸透施設整備事業	岡崎市							○			○			

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分					
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海
(2) 水資源の有効利用	(8) 水資源の効率的利用	2-43	2-30	市街地再開発事業における雨水総合対策	刈谷市							○			○			
				・刈谷駅南地区第一種市街地再開発事業において、洪水対策と環境負荷軽減を目的として、透水性舗装の整備と建築物の地下に雨水貯留施設を設置する。														
			(5) ため池の保全	農業水利施設の環境整備	全域					○				○				
				・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。 ・「愛知県ため池保全構想」に基づくため池保全の推進。							○	○		○				
			2-32	境川流域総合治水対策	境川流域					○	○			○				
				・境川流域総合治水対策の一環として、ため池の保全を推進する。														
			2-33	ため池の保全(1)	ため池を有する市町村						○			○				
				・ため池保全計画を策定する。														
			2-34	ため池の保全(2)	刈谷市					○			○					
				・ため池の点検、草刈り、補修等を行い、ため池の機能を保全する。														
			(6) 緑化の推進	道路の植栽	全域				○	○	○				○			
				・歩道、中央分離帯等の道路緑化を実施。														
				土地区画整理事業区域内の植栽	全域		○				○			○				
				・土地区画整理事業区域内において、街区公園、近隣公園、地区公園及び保全緑地等の具体的な配置計画を立て、地区の緑のネットワークを創出。														
				都市の緑の保全	全域				○	○					○			
				・都市の緑の保全の推進。											○			
				2-38	都市公園の整備による緑の確保	県営都市公園整備:油ヶ淵水辺公園 県費補助:西三河地域の都市計画区域内の各市町村					○	○			○			
				・県営都市公園の整備、県費補助等による市町村の都市公園整備の支援。														
				2-39	緑化の推進	碧南市、大府市					○				○			
				・公園等の公共施設の緑化を推進する。											○			
				2-40	民有地緑化の推進	都市緑化基金を設置している市町村					○	○				○		
					・愛知県都市緑化基金により、市町村が実施する民有地緑化の助成制度を支援。													
				2-41	緑化木無償配布事業	東浦町					○				○			
					・緑化運動の一つとして、緑化木の無料配布を実施する。										○			
			(7) 漏水等の保全	2-42	湧水等の利用促進	全域				○				○	○			
				・湧水や地下構造物等へ浸み出る漏洩水等の有効利用を促進するため、湧水等利用ガイドブックを作成。											○			
				(2) 水資源の有効利用		水道用水の効率的利用の促進・指導	全域					○				○		
				・老朽化した水道管の更新等による水道施設の漏水防止対策を促進指導。											○			

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海	
(3) その他	(13) モニタリングの実施		2-44	農業用水の効率的利用	矢作用水					○		○					
				・農業用水の効率的利用を図るため、水管改良施設の設置の推進。						○							
			2-45	工業用水の効率的利用の啓発・指導	全域					○			○				
				・パンフレットを作成し、水利用の合理化を啓発指導。						○							
			2-46	工業用水使用合理化の助成	全域			○		○			○				
				・工業用水を節約、再利用できる設備の設置に対し、特別利率の融資制度の設置。													
			2-47	西三河工業用水の安定確保	西三河工業用水		○						○				
				・県営による工業用水道の維持管理及び給水の安定化に協力。													
			2-48	老朽管の更新・漏水調査	岡崎市、半田市、刈谷市、安城市					○			○				
				・老朽化した水道管の更新を行う。 ・漏水調査を行う。							○						
			(9) 節水意識の高揚	節水に対する啓発活動(1)	全域					○	○		○				
				・渇水時に、節水に関する広報活動として、関係機関への節水協力依頼、ポスター配布、チラシ配布、懸垂幕掲示、飛行機・駅街頭・テレビ・ラジオ・ホームページによる節水PR。						○	○						
				節水に対する啓発活動(2)	全域					○	○		○				
			2-50	節水に対する啓発活動(3)	刈谷市					○	○						
				・農業用水等の供給量などの情報を公開。						○	○						
			2-52	下水処理水の再利用	岡崎市八帖処理場					○			○				
				・公園や緑地などへの散水、トイレ用水、せせらぎ用水等として利用。													
			2-53	地下水の環境用水利用	地下水流洩水等の有効利用	全域					○			○			
				・湧水や地下構造物等へ浸み出る漏洩水等の有効利用を促進するため、湧水等利用ガイドブックを作成。(再掲)						○			○				
				(12) 雨水貯留による水資源の有効利用	雨水の有効利用	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、大府市、知立市、高浜市、東郷町、東浦町、幡豆町、幸田町					○			○			
					・下水道の整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に改造したり、新たに雨水貯留槽を設置することにより、浸水対策だけではなく、ガーデニングの散水や洗車として再利用。また、設置費の一部を補助。						○						
					雨水の有効利用	碧南市、豊明市					○			○			
			2-56	・庁舎で雨水をトイレに利用。							○						
				(3) その他	(13) モニタリングの実施	水循環再生指標モニタリング(再掲)	全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するモニタリングを実施する。													

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分			
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海
3 多 様 な 生 態 系	(1) 多 様 な 生 態 系 の保全	(1) 多 自然 川づくり 等の推 進	3-1	多自然川づくり	国:矢作川 県:草木川、前田川、広田川、稗田川、長田川、籠川始め 市町村:折戸川、草野川、八角川、延命寺川始め				○	○	○				○	
				・河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。												
			3-2	水辺林や植樹等(1)	日長川、草木川、稗田川、逢妻女川始め				○						○	
				・河川の高水敷・河岸と堤内地を結ぶ空間に、水辺林を形成し、河川周辺を含めた生物の生息・生育環境の拡大と、豊かな自然景観を創出。 ・植樹を地域の人々の参加を得て行うことにより、河川と地域との関係の再構築(「水辺の緑の回廊整備」)。												
			3-3	水辺林や植樹等(2)	神戸川始め		○			○					○	
				・良好な水辺空間の形成を目指し、河川管理者の了解のもと市町村等が堤防側帯に植樹等を行う。												
			3-4	水と緑の豊かな渓流砂防事業	山間部の渓流				○						○	
				・個々の渓流の自然的・社会的条件を勘案し、自然環境や生態系の保全に配慮した砂防事業を実施する。												
			3-5	干潟・浅場造成事業(再掲)	三河湾				○						○	
				・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟浅場を造成する。												
			3-6	漁場環境調査試験(再掲)	三河湾				○						○	
				・水質浄化や生態系回復に有効な干潟、浅場等の造成技術を開発する。 ・底生生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の動向を把握する。 ・有用生物の大量へい死要因等を解明する。												
			3-7	海の恵み育成・啓発推進事業(再掲) <藻場、干潟造成新技術推進事業>	三河湾				○						○	
				・藻場造成新技術を海域における事業規模で実証する。 ・藻場機能の数値化並びに人工干潟造成材の適性評価を行う。												
			3-8	栽培漁業の推進	全域				○					○	○	
				・魚類や貝類などの水産資源を回復し、持続的な漁業生産を図るために、計画的な種苗放流の実施。												
			3-9	沿岸域生態系の保全	西三河地域の沿岸域				○						○	
				・日本有数のシギ・チドリの渡来地となつてゐる沿岸域の保全のため「沿岸域生態系保全の考え方」の普及を図る。												
			3-10	浚渫土を活用した環境配慮事業(再掲)	三河湾				○						○	
				・干潟・浅場の造成材として、シルト質の浚渫土に砂質系のリサイクル材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。												
			3-11	里海再生モデル事業(再掲) <干潟の耕耘・観察>	三河湾	○	○		○	○					○	
				・県民参加により、干潟の耕耘を実施し、その効果や課題を把握する。また、水質浄化など、干潟の役割を学ぶ観察会も併せて実施し、干潟の重要性を広く啓発する。												
			3-12	水環境整備事業	岡崎市、碧南市、豊田市、西尾市、豊明市、幸田町				○	○		○	○			
				・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。												

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
				農村活性化住環境整備事業	西尾市、美浜町					○	○		○				
				3-13	・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。					○	○		○				
				農村自然環境整備事業	美浜町					○	○		○				
				3-14	・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。					○	○		○				
				農業水利施設の環境整備(再掲)	全域					○			○				
				3-15	・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。 ・「愛知県ため池保全構想」に基づくため池保全の推進。					○			○				
				ため池の保全(1)(再掲)	ため池を有する市町村					○			○				
				3-16	・ため池保全計画を策定する。					○			○				
				ため池の保全(2)(再掲)	刈谷市					○			○				
				3-17	・ため池の点検、草刈り、補修等を行い、ため池の機能を保全する。					○			○				
				農村振興整備事業	豊田市(枝下東揚水)					○			○				
				3-18	・パイプライン化された枝下用水の上部を有効利用し緑道を整備することにより、地域環境に配慮した環境ネットワークを構築する。					○			○				
				ため池の保全(3)	大府市				○			○		○			
				3-19	・「蜻蛉の会」が、ため池付近の清掃、ビオトープ整備、绿化活動等を実施する。					○			○				
	(4)湿地・湿原の保全		3-20	湿地・湿原の保全(1)	全域					○			○				
				・希少な植物群落の保全のため、「湿地・湿原生態系保全の考え方」の普及を図る。													
			3-21	湿地・湿原の保全(2)	岡崎市、刈谷市、豊田市、阿久比町					○			○		○		
				・湿地・湿原の保全整備を行う。													
(5)エコトーンの整備等			3-22	多自然川づくり(再掲)	国:矢作川 県:草木川、前田川、広田川、稗田川、長田川、籠川始め 市町村:折戸川、草野川、八角川、延命寺川始め					○	○	○			○		
				・河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。													
(6)清掃活動等(再掲)			3-23	清掃活動等(再掲)	西三河地域	○具体的な取組は、1きれいな水ー(5)その他ー⑧清掃活動等に記載。											
(7)動植物の調査・保全			3-24	水循環再生指標モニタリング(再掲)	全域	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
				・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するモニタリングを実施する。													
			3-25	水生生物調査(再掲)	全域					○	○				○		
				・水生生物を指標とした水質調査の実施と調査への支援。													

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分					
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海
4 ふ れ あ う 水 辺	(1) 身近な 水辺の 整備	① 身近な 水辺の 親水性 の向上	3-26	河川水辺の国勢調査(再掲)	矢作川始め					○	○						○	
				・5年に1回河川水辺の国勢調査を実施する。														
				自然公園等の適正な管理	自然公園等					○			○	○	○	○	○	
				・開発行為の規制を通じて、水域、湿地を含めて生態系を保全。														
				自然環境調査	豊田市						○	○	○	○	○	○	○	
				・気候・気象、里山、植物、菌類、動物など自然環境に関する基礎的な調査。														
			3-28	ホタルの保護・育成事業	阿久比町						○							
				・ホタルの生息分布調査。 ・ホタルの調査研究。 ・ホタル観察会。								○				○		
			(8) 生態系 ネット ワークの 形成	生態系ネットワーク形成 検討調査	全域					○			○	○	○	○	○	
				・生物の生息・生育空間の配置やつながりについて、現状を把握するとともに課題と取組み方法を検討。								○	○	○	○	○	○	
				生態系ネットワーク形成 指針の作成	全域					○		○	○	○	○	○	○	
			4-1 ～ 4-9	・公共事業における生態系ネットワーク形成への配慮事項をまとめた形成指針を作成。														
				二の沢川水辺プラザ整備事業	二の沢川(西尾市)					○	○					○		
				・市町村(人口3万人以上)の行う河川・溪流沿いの交流拠点整備と一緒に連携して、河川整備を行うことにより、「にぎわいのある水辺」を創出。														
				矢作川水辺プラザ整備事業	矢作川(岡崎市)					○	○					○		
				・岡崎市が矢作川沿いの大門河川緑地と大門公園、堤下公園を一体に整備し、国が堤防の拡幅と低水護岸整備等を行なう。								○	○				○	
				まちづくりと一体化した整備 <水辺スポット整備事業>	稗田川(高浜市)、矢作川(豊田市)始め					○						○		
				・国の「水辺プラザ整備事業」の条件を満たさない市町村の水辺の交流拠点整備を支援。														
				自然環境の保全・復元 <水辺の楽校プロジェクト>	岡崎市					○	○	○				○		
				・自然の状態を極力残しながら、瀬や淵、せせらぎ、ワンド等の自然環境を保全・復元するとともに、子どもたちが安全に自然に出会えるよう河岸等へのアクセスの整備等。														
				子どもの水辺活動支援	岡崎市(矢作川、乙川)始め					○	○					○		
				・「水辺協議会」を設置し、子どもたちが活動する場としてふさわしい活動場所(水辺)の選定・登録し、子どもたちをはじめとする地域住民等の水辺における活動を支援する。							○	○					○	
				矢作川水辺環境整備事業	岡崎市(矢作川、乙川)						○						○	
				・子ども達が川の自然や歴史・文化に触れ合うことのできる安全で快適な水辺を創出する一環として、拠点を結ぶサイクリングロードを整備する。								○					○	
				伊賀川水辺空間環境整備事業	岡崎市(伊賀川)						○						○	
				・遊歩道、修景施設、照明施設、階段護岸など、伊賀川の水辺環境を整備する。														
				河川利用推進事業	矢作川					○							○	
				・環境学習や癒しの場として周辺地域と一緒に親水や舟運等の河川利用の推進を図る。														
				油ヶ淵水辺公園整備	油ヶ淵水辺公園					○							○	
				・天然湖沼で、広々とした水面を持つ油ヶ淵の特徴を生かし、周辺区域を含めて公園として整備。 ・環境学習の場の整備。							○						○	

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域	実施主体					テーマ区分						
				取組内容			県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川	海	
(2) 水辺景観の保全			4-10	農業水利施設の環境整備(再掲)	全域	・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。 ・「愛知県ため池保全構想」に基づくため池保全の推進。				○		○						
				農業水利施設の環境整備(2)	岡崎市		○	○	○	○	○	○						
			4-11	水環境整備事業(再掲)	岡崎市、碧南市、豊田市、西尾市、豊明市、幸田町													
				・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。														
			4-12	農村活性化住環境整備事業(再掲)	西尾市、美浜町	・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。			○	○	○	○	○					
				農村自然環境整備事業(再掲)	美浜町													
			4-13	・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて、生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する。					○	○	○	○	○					
				身近な水辺の親水性の向上(1)	大府市													
			4-14	・ニッ池公園平戸池(自然生態園)の整備。 ・ウォーキングトレイルの整備。					○	○	○	○	○					
				港湾環境整備事業	東浦地区、高浜地区	○												
			4-15	・緑地の整備を行い、憩いの場の創出を図る。					○									
				高潮対策事業	吉良海岸(吉良町)、真野海岸(一色町)	・堤防耐震化とともに、安全で人々が快適に水辺に近づけるよう堤防の緩傾斜化を図る。											○	
			4-16	ポートパーク	吉田港(吉良町)			○								○		
				・浮桟橋を整備し、放置艇解消により、地域環境の向上、防災上の改善を図る。 ・マリンセンターの拠点として海辺の魅力向上を図る。													○	
			4-17	多自然川づくり(再掲)	国:矢作川 県:草木川、前田川、広田川、稗田川、長田川、籠川始め 市町村:折戸川、草野川、八角川、延命寺川始め	・河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。			○	○	○							○
				農業水利施設の環境整備(再掲)	全域													
			4-18	・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。 ・「愛知県ため池保全構想」に基づくため池保全の推進。					○								○	
				干潟・浅場造成事業(再掲)	三河湾	○												
			4-19	・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟浅場を造成する。					○	○	○						○	
				農業水利施設の環境整備(再掲)	全域													
			4-20	・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備。 ・「愛知県ため池保全構想」に基づくため池保全の推進。					○								○	
				干潟・浅場造成事業(再掲)	三河湾												○	
			4-21	・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟浅場を造成する。					○								○	

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域	実施主体					テーマ区分				
				取組内容			県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
(2) 水環境の保全・再生			4-22	漁場環境調査試験(再掲)	三河湾					○						○
				・水質浄化や生態系回復に有効な干渉、浅場等の造成技術を開発する。 ・底生生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の動向を把握する。 ・有用生物の大量への死要因等を解明する。												
				海の恵み育成・啓発推進事業(再掲) <藻場、干渉造成新技術推進事業>	三河湾					○						○
			4-23	・藻場造成新技術を海域における事業規模で実証する。 ・藻場機能の数値化並びに人工干渉造成材の適性評価を行う。												
				浚渫土を活用した環境配慮事業の検討(再掲)	三河湾				○							○
			4-24	・干渉・浅場の造成材として、シルト質の浚渫土に砂質系のリサイクル材を混合した材料を活用するための技術検討を行う。												
				(③) 清掃活動等(再掲)	西三河地域											
			4-25	○具体的な取組は、1きれいな水-(5)その他-⑧清掃活動等に記載。												
				④ モニタリングの実施(再掲)	水循環再生指標モニタリング(再掲) 全域		○	○	○	○	○	○			○	○
			4-26	・住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するモニタリングを実施する。												
				⑤ その他	矢勝川堤防における彼岸花の植栽 半田市		○				○					○
			4-27	・矢勝川の堤防と河川敷において草刈りを行い、彼岸花の少なくなってきた部分には補植を行う												
				(2) 水文化の保存・伝承	① 水文化の保存・伝承	百々貯木場整備検討 豊田市					○					○
			4-28	・豊田市指定文化財(建造物)の百々貯木場の整備を検討する。百々貯木場は、地元の材木商今井善六により大正7年竣工。全国的にもまれな河川中流域に現存する貯木場であり、近代の河川利用および林業形態、人造石工法を用いた大規模な土木構造物として、記念碑的な存在。												
5 取組活性化			(1) 環境学習の推進	① 啓発	体験学習の場の提供(1) 全域					○		○	○	○	○	○
					・要望のあった小中学校等に農林水産試験研究機関の研究員や先進的な農林水産業者を派遣し、講演や実習等の「出前講座」を実施。											
				5-1	下水道出前講座の実施 全域					○	○			○	○	○
					・下水道の環境への役割を理解してもらうため、小学生を対象に「下水道出前講座」を実施する。											
				5-2	学校における環境教育(1) 全域					○	○	○	○	○	○	○
					・飼育・栽培・実験・観察・見学・探検等の体験活動を取り入れ、暮らしを見つめ直す環境活動の推進。											
				5-3	学校における環境教育(2) 全域					○	○	○	○	○	○	○
					・環境に配慮した行動の取れる人材育成のため、全小学校4年生(名古屋市を除く)に、環境副読本を配布。					○		○	○	○	○	○
			5-4	5-5	総合治水のPR 境川流域					○				○		
					・境川流域において、親子フォーラムを開催し、総合治水に対する理解を深める。 ・総合治水対策について説明したパネルを公共施設等に展示。 ・総合治水対策協議会HPによる情報発信。											
			5-6	5-6	下水道のPR 全域					○	○			○	○	○
					・広報や冊子等による啓発。 ・イベント等で下水道のPR。 ・下水道施設の見学会を実施											

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容		県民	民間団体	企業	国	県	市町村		森	郷	まち	川	海
			5-7	下水道フェアの実施	流域下水道浄化センター					○	○			○	○	○	○
				・下水道の仕組みや水環境への役割をPRするため下水道フェアを実施。													
			5-8	下水道への接続のPR	全域						○			○	○	○	○
				・工事説明会、受益者負担金説明会、各戸回覧、郵送、個別訪問等による下水道接続のお願い。													
			5-9	ため池のパネル展	知多農林水産事務所管内					○			○				
				・ため池の歴史、現状、多面的機能などを紹介したパネル展を開催し、ため池の重要性について理解を深める。													
			5-10	海の恵み育成・啓発推進事業 ＜あいち海の恵み普及啓発事業＞	全域					○							○
				・愛知県の水産物のおいしさをPRする事業計画を募集し、計画提案者に委託して事業を実施する。													
			5-11	おと川リバーヘッド大作戦 岡崎市			○				○	○					
				・自然環境啓発イベントとして、森林の除間伐、枝打ち、植樹等を行う。													
			5-12	干潟観察会	一色干潟		○				○						○
				・干潟は豊かな生態系を育むとともに、海域の水質浄化にも大きな働きをもつてることから、このような干潟の機能を学習し、干潟の保全活動につなげる。													
			5-13	「水のかんきょう楽校」(水源かん養林事業)	水源の森(長野県根羽村他)、水の駅(安城市)始め					○	○						
				・明治用水土地改良区は、百年近く前から先人達が掲げた「水をつかうものは水をくれ」を合い言葉に、長野県根羽村ほかで「水源の森」約525haを守り続けている。 ・この取組の一環として、中小学生を中心とした「水のかんきょう楽校」を開校し、水の大切さ、水源の森の役割、『水循環』などを地球的な規模として考え、学ぶ機会を提供する。													
			5-14	交流会の開催	全域					○		○	○	○	○	○	○
				・県内こどもエコクラブの地域交流会を開催。													
			5-15	環境学習推進協議会の設置	全域					○		○	○	○	○	○	○
				・県民・事業者・NPO・行政からなる環境学習推進協議会を設置し、環境学習ネットワーク、環境学習プログラムの作成、拠点機能等の企画立案、進捗等の評価。 ・環境学習プログラムを開発し、広く普及を図ることにより環境学習の推進。													
			5-16	環境指導者等の育成(1)	全域					○		○	○	○	○	○	○
				・地域や学校における食育推進や体験活動を支援するため、指導者やボランティアを育成。													
			5-17	環境指導者等の育成(2)	全域					○		○	○	○	○	○	○
				(あいちエコカレッジネット) ・環境学習に役立つイベント、施設等の情報などの提供、環境学習指導者養成講座(インターネット講座とフィールド研修を組み合わせた講座)の実施。													
			5-18	学習プログラムの作成	全域					○		○	○	○	○	○	○
				・家庭、地域、学校、企業等における環境学習の取組を推進するため、環境学習プログラムの作り方等をまとめた「あいち環境学習ハンドブックⅡ」を作成。													
			5-19	環境教育の支援	岡崎市					○		○	○	○	○	○	○
				・小中学校、保育園、幼稚園での環境教育を積極的に支援する。													

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
(2) 情報の共有化	① 水情報の発信	5-20	環境学習における取組	半田市						○	○	○	○	○	○	○	○
				・社会科、総合学習において環境学習を実施する。													
		5-21	市民環境講座の開催	安城市						○	○	○	○	○	○	○	○
				・「市民とともに育む環境都市・安城のもと、生涯学習の視点から市民環境講座を実施する。」													
		5-22	水質情報の提供	全域					○	○	○				○	○	
				・公共用水域の水質調査結果等のホームページによる公開。													
		5-23	漁場環境保全対策(再掲) ＜漁場環境監視事業、赤潮・貝毒被害防止対策＞	伊勢湾、三河湾						○							○
				・漁場環境の実態調査を行う。 ・赤潮・苦潮の監視による漁場被害を防止する。 ・貝類の安全確保対策を実施する。													
		5-24	県営水道情報の提供	全域					○							○	
				・ホームページにより県営水道の施設概要、水源状況(ダム貯水量)、節水状況、水質検査結果の公開。													
(3) 県民・事業者・民間団体・行政の協働	① 活動支援等	5-27	おと川水源の森づくり事業(再掲)	乙川流域					○	○		○	○				
				・乙川流域において、水源域の森林整備や保全を促進するための人材育成とリーダーの養成を行い、実質的な森林整備活動につなげる。													
		5-28	岡崎せせらぎ回廊構想	岡崎市					○	○		○	○	○	○	○	○
				・都市と農山村地域の連携・交流を図る「岡崎せせらぎ回廊構想」を推進する。													
		5-29	水とみどりの森の駅事業	岡崎市				○					○	○			
				・守り育てるべき「自然環境」と守り育てるための「地域活動」があり、市民が自然を学び、体験できる機会が提供され、交流が生まれる所を「森の駅」と位置づけ、森の駅(4箇所)、森の駅育成地区(5箇所)を指定し、各駅で環境保全活動、自然観察会等を開催する。													
		5-30	市民環境活動事業	豊田市				○	○				○	○	○	○	○
				・河川浄化や荒廃した竹林整備など、市民による身近な環境改善活動を実施する。													
		5-31	生きものと共生する地域づくり支援事業	豊田市				○	○			○		○			
				・里山整備、湿地保全、名木保護やビオトープづくりなど市民が地域で進める自然保護活動を支援する。													
		5-32	乙川サミット	乙川流域				○		○	○	○				○	
				・乙川に關係する団体(学校、漁協、美しくする会、岡崎市、愛知県、国など)が一堂に会して、各団体の活動や事業を紹介し、お互いの活動に対して理解を深めるため、定期的に乙川サミットを開催する。													
		5-33	遊歩道の整備の検討	乙川				○				○	○				○
				・遊歩道の整備を念頭に、地元、愛知県、岡崎市(事務局:環境保全課)が協議・話し合い、この区間に於いて親水性の高い場所となるよう検討を行う。													

機能	大区分	小区分	番号	取組名		対象地域		実施主体					テーマ区分				
				取組内容				県民	民間団体	企業	国	県	市町村	森	郷	まち	川
	(2)その他		5-34	生物多様性条約第10回 締約国会議の誘致推進	全域			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				・愛知県・名古屋市を国内候補地として日本へ招致するこ とが閣議了解された「生物多様性条約第10回締約国会議」 の誘致を推進する。													
	(4) 取組の 検証・ 拡充	① 取組の 見直し等	5-35	三河湾里海再生プログラ ムの作成	三河湾					○							○
				・三河湾は、本県にとって古くから様々な海の恵みをもたら してくれる「里海」である。海域環境改善の効果的な取組を 「三河湾里海再生プログラム」として取りまとめ、人と海とが 共生する里海再生を推進する。													
	(5) その他	① その他	5-36	環境影響評価制度の運 用	全域				○	○					○	○	○
				・大規模開発事業に係る環境配慮の取組促進。													
			5-37	舟遊び(乙川観光船事業)	乙川			○				○				○	
				・観光基本計画に基づき観光振興アクションプランの重点 プロジェクトの1つとして「家康公のまち」魅力創造事業で特 に岡崎公園・八帖蔵通り・大樹寺周辺を結ぶエリアを岡崎 観光の各拠点となる重点地区として乙川を利用した新たな 観光資源として観光船を浮かべ観光客の誘致を図る。													